

請求書（宣誓書）記入上の注意

- ◆記入例を参考に請求書（宣誓書）を記入し、三島町選挙管理委員会まで郵送又は直接お持ちください。電子メールやFAXでの請求はできません。普通郵便の場合、到着まで2営業日以上の日数を要しますのでご注意ください。（土日祝日は普通郵便は配達されません。）

請求書(宣誓書)は、投票用紙を請求する選挙人自身が記入してください。

- ◆投票用紙等は請求書中の現住所に『レターパック』にてお送りしますので、方書・アパート名・号数など、正確に記入してください。

また、電話番号については確実に連絡のとれる番号を記入してください。

- ◆不在者投票のできる期間は、次のとおりです。

・第23回福島県知事選挙 **令和8年10月9日(金)～令和8年10月24日(土)**

- ◆滞在地の選挙管理委員会では、土曜日、日曜日などの休日の場合、不在者投票を行えないことがありますので、事前に投票できる日時等をお確かめください。特に福島県外の市町村で不在者投票を行う場合は事前に確認することをおすすめいたします。

- ◆投票後の投票用紙等は、投票された選挙管理委員会から三島町選挙管理委員会へ郵送されます。そのため、郵送に要する日数を考慮し、早めに投票用紙の請求及び不在者投票を行うようにしてください。なお、投票用紙等が投票日の投票終了時刻までに投票所へ送致されないと無効となります。

【郵送先】

〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350
三島町選挙管理委員会 電話 0241-48-5511